

## 第3章 計画の体系

ふるさとを愛する子どもの育成 ～自分、家族、地域を大切に～

### 第1節 子ども

◎子どもが心も身体もすこやかに育つ

#### ① 心豊かで健康な子どもの育成

- ・子どもの健康の確保
- ・規則正しい生活習慣が身についている子どもの育成
- ・食育の推進
- ・障害児施策の充実

#### ② のびのび元気にみんなと遊べる子どもの育成

- ・虐待予防の推進
- ・思いやるある子どもの育成

#### ③ 自然を大切にできる子どもの育成

- ・環境教育の充実

### 第2節 家族

◎恵まれた自然の中でのびのびとゆとりある子育てができる。

#### ④ 子育てを楽しめる家族への支援

- ・次代の親の育成
- ・子育てサークル等の仲間作りの推進

#### ⑤ 安心して子育てと仕事ができる家庭への支援

- ・仕事と子育ての両立支援のための整備、推進

#### ⑥ 話し合い、語り合える家族への支援

- ・子どもを産み育てることの意義に関する教育、啓発の推進

### 第3節 地域社会

◎安心して子どもを産み育てられる村

#### ⑦ 自然を生かし整備された地域づくり

- ・安全な道路交通環境の整備

#### ⑧ 地域全体で子育てを支える地域

- ・子どもを犯罪から守るための活動の推進
- ・世代間交流の推進

## 第4章 行動計画

### 第1節 子ども

◎子どもが心も身体もすこやかに育つ

#### ① 心豊かで健康な子どもの育成

##### ・子どもの健康の確保

- 小児科の医師による乳児検診を実施する。
- 学童が受診しやすい医療体制の確保に努める。
- 乳幼児からのう歯予防につとめ、保育所でのフッ素塗布を行う。
- 各年代での虫歯保有率の低下及び治療の向上に努める。
- 幼児期の予防接種受診等の確認及び啓発を行う。
- 障害のおそれのある幼児の早期発見に努める。

##### ・規則正しい生活習慣が身についている子どもの育成

- 母親が妊婦の時期から、正しい生活リズムの重要性を普及する。
- 児童に規則正しい食生活及び生活リズムの重要性を指導する。
- 乳幼児から継続した生活習慣病予防対策を実施していく。
- 地域住民に規則正しい生活習慣の重要性を普及する。

##### ・食育の推進

- 子どもが食事の大切さを理解し、楽しく食事ができるよう指導する。
- 地産地消を目指し、昔から伝わる郷土料理を次世代に伝える。
- 地域全体で食生活の見直しができるよう支援する。

##### ・障害児施策の充実

- 障害のレベルに対応した相談等が受けられるよう関係機関と連携を図る。
- 障害児の療育支援体制づくりを進める。
- 適切な医療とリハビリが受けられるよう関係機関と連携を図る。
- 障害をもつ親の会をつうじて相互の情報交換等を支援する。

#### ② のびのび元気にみんなと遊べる子どもの育成

##### ・虐待予防の推進

- 虐待の発生予防から早期発見、対応、フォロー等一貫した支援を講じる。
- 福祉、医療、教育、警察、地域が連携し協力していくよう努める。

### 第3節 地域社会

#### ◎安心して子どもを産み育てられる村

##### ⑦ 自然を生かし整備された地域づくり

- ・安全な道路交通環境の整備  
整備された安全な公園づくりの検討を行う。

##### ⑧ 地域全体で子育てを支える地域

- ・子どもを犯罪から守るための活動の推進  
関係機関、地域等と連携して犯罪から守るための啓発活動を行う。  
孤立した母と子をつくらない為に母親同士の仲間づくりを推進する。  
子育て拠点施設等の設置により母が子連れで集まれる場所を確保する。
- ・世代間交流の推進  
郷土料理や昔遊びの伝承など、子どもと年配者が交流する機会を確保する。  
地域で行われる様々な行事の活性化を推進する。  
地域での子育て支援等について啓発していく。

- ・思いやりのある子どもの育成

人との関わりを大切に出来る子どもを育成する。  
相手を思いやることのできる優しさを持った子どもを育成する。

##### ③ 自然を大切にできる子どもの育成

- ・環境教育の充実  
片品の自然を愛し、恵まれた自然を大切に思う気持ちを育てる。  
片品の自然と共存し、生きていく気持ちを育てる。

### 第2節 家族

#### ◎恵まれた自然の中でのびのびとゆとりある子育てができる。

##### ④ 子育てを楽しめる家族への支援

- ・次代の親の育成  
子どもの心の発達と対応のしかたの教育等の場を提供する。  
郷土や仲間を愛する気持ちをもった家族の育成を支援する。  
保護者向けの子育施策等のガイドブックを作成する。
- ・子育てサークル等の仲間作りの推進  
子育てサークル等と協力し、母親同士の仲間づくりを推進する。  
上記団体等より今必要な支援施策を聞き取り、反映出来るよう努める。  
子育ての悩みなど気軽に相談出来るようサポートする。

##### ⑤ 安心して子育てと仕事出来る家庭への支援

- ・仕事と子育ての両立支援のための整備、推進  
子育て支援の必要性を地域住民に啓発する。  
保育時間の延長により、新たな就労機会等の確保を推進する。  
放課後の児童が安心して生活できる場を提供するよう努める。  
スクールバスの継続的運行を行う。

##### ⑥ 話し合い、語り合える家族への支援

- ・子どもを産み育てることの意義に関する教育、啓発の推進  
保育所や学校の行事を通じ家族の絆がより深まるよう推進していく。

#### 第4節 子ども・子育て支援施策について

平成25年度に実施したアンケート調査で、日頃から子どもをみてもらえる親族、知人がいない家庭が全体の1割にのぼりました。

また、祖父母、知人等に子どもをみてもらっている親についても、多くの家庭で子育てについて不安を抱えています。

村では、子ども子育て支援新制度を活用し、これらの状況を改善できるよう検討し反映していきます。

##### ①保育所保育時間の延長について

アンケートの結果、就労している両親の約3割が現在の保育所開所時間に不足を感じています。

村では、安心して就労することができ、また子育て世帯に新たな就労機会等が得られるよう、平成27年度より片品保育所で11時間保育（保育標準時間）、土曜日の1日保育（8時間保育）を実施します。

なお、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応していきます。

##### ②放課後児童の生活の場確保と児童館の建設について

平成28年度には村内の小学校が一つに統合され、新たに放課後の子どもの生活の場を確保する必要があります。

現在開館している鎌田児童館については昭和56年に建設されてから33年が経過し、施設の老朽化が見受けられます。

また、統合後については放課後児童の利用者が鎌田児童館の収容人数を上ることも想定されることから、学校等と連携し将来を見据え新たな児童館を建設し、未就学児及び放課後児童等の生活の場として機能することを目指していきます。

##### ③子育て支援拠点事業について

乳幼児並びに保護者が相互の交流を行える場所の確保、子育てについての相談、情報提供、援助を行う場として新設される児童館に併設も含め設置を検討します。

また、現在片品村では片品保育所、鎌田児童館、片品村健康管理センターにて様々な子育て支援事業を実施していますが、担当窓口や開催場所等を集約し、子育て世帯が利用しやすい事業の実施を目指していきます。

##### ④妊産婦検診・乳児家庭全戸訪問事業について

現在、片品村健康管理センターにて同事業についてはすでに実施されていますが、今後についても様々なニーズに柔軟に対応しながら、実施を継続していきます。

##### ⑤子育て援助活動支援事業について（ファミリー・サポート・センター事業）

核家族化が進む現代社会において、相互に保育援助を行うため、連絡調整等を行うこの事業は、今後必要になることが想定されますが、現段階では極めて低いニーズ量のため、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応します。

##### ⑥病児・病後児保育事業について

病院、保育所等に設置された専用スペース等において、病中又は病後で登園、登校するまで回復していない子どもを一時的に保育する事業ですが、ニーズ量も高くないことから、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応します。



## 第5章 計画の推進と見直し

### 1. 庁内における推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していく必要があります。

### 2. 村民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、村民の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報をホームページ等により周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、子ども・子育てに関し相互に協力できるよう体制の整備を図ります。

### 3. 子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき「片品村子ども・子育て会議」を設置しました。

この会議において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するよう提言します。

また、計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。